

奈良県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県暴力団排除条例の一部を改正する条例

奈良県暴力団排除条例（平成二十三年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改め、「又は同法第十六条に規定する少年鑑別所」を削り、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

附則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。